

堺市産業の集積の促進に関する計画

1 集積の維持・促進を図る産業の現況と今後の産業集積の目標

<p>(1) 集積の維持・促進を図る産業の現況</p>	<p>堺市では、臨海部での基礎素材産業の立地や内陸部での機械・金属産業の集積により、素材から加工まで一貫した幅広いものづくり産業の集積を有しており、その独自性と多様性を一つの特徴として発展してきた。</p> <p>また、近年、臨海部においては、液晶テレビのディスプレイパネル、太陽電池、二次電池、その関連産業の製造工場が立地し、先端産業の集積地としての発展が期待されるだけでなく、先端産業と市内既存企業群が有する基盤技術が結びつくことで、高度な製品・部材の供給基地を形成し、成長産業分野での高い付加価値を獲得するとともに、急成長する新興国需要を獲得していくことが期待できる。</p> <p>その一方で、国内市場の縮小とアジア等新興国市場の拡大、海外への生産機能の移転加速など、日本の相対的な経済的地位が低下し、日本経済及び経済を支える産業の行き詰まりへの脅威が深刻化する中で、市内中小企業の経営状況は依然厳しく、また、事業所数の減少、消費需要の市外への流出、産業用地の不足など多くの課題を抱えている。</p>
<p>(2) 工業集積の維持及び促進の目標</p>	<p>堺市では、平成17年4月に「堺市企業立地促進条例」を施行し、製造業、新エネルギー利用に係る電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業等を集積対象業種として、平成23年度までは臨海部において、平成24年度からは市内全域の工業適地において集積の促進を図っているところである。</p> <p>特に、平成23年2月に策定した「堺市産業振興アクションプラン」において、今後大きな成長が期待される低炭素・環境エネルギーを始めとした成長産業分野を、堺市経済をけん引する新たな基盤産業と位置付け、同分野への進出に挑戦する企業を積極的に応援することで、堺市が高度な製品・部材の供給基地としての地域を確立し、同分野での高い付加価値を獲得することとしている。</p> <p>これらの産業集積を促進するため、具体的施策として、堺市企業立地促進条例に基づく市内工業適地への企業立地に対する市税の不均一課税措置の適用及び今年度に導入することとしている中小製造業の研究開発機能強化のための補助を行うことにより、これらの地域への企業投資の促進を図っているところである。</p> <p>[企業立地促進条例による投資目標]</p> <p style="text-align: center;">平成24年度末：9, 200億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">平成27年度末：9, 500億円</p>

(3) 添付書類	①堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」 ②堺市産業振興アクションプラン ③堺市企業立地促進条例
----------	---

2 対象地域の名称、区域、面積、用途地域等

(1) 名称	堺市臨海部工業専用地域等地區
(2) 新たに追加する区域	堺市堺区のうち、 <u>匠町</u> 、 堺市西区のうち、 <u>築港新町2丁</u>
(3) 新たに追加する面積	堺市臨海部工業専用地域等地區 210.2ha
(4) 用途地域等	工業地域
(5) 添付書類	南部大阪都市計画（堺市）地域地区図

3 対象地域の現況と市町村の総合計画等における位置付け

(1) 土地利用及び建物用地の概要	企業流出により工業系用地は次第に減少傾向にある
(2) 産業インフラの整備状況等	堺市では、主に南北方向に西部から南海電気鉄道南海本線、阪堺電気軌道阪堺線、南海電気鉄道高野線、大阪市営地下鉄御堂筋線が通っている。 また、道路については、阪神高速湾岸線、阪和自動車道などといった高速道路網に加え、国道26号線、309号線、310号線が南北間を結んでいるとともに、中央環状線をはじめとする高規格道路が環状に整備されている。 さらに、平成26年度末には阪神高速大和川線が開通する予定となっており、同線の供用開始により、東海～神戸～関西のアクセスの利便性が一層高まると予想される。 電気・ガス・水道・通信等のインフラについては、すでに整備されている。
(3) 市町村の総合計画等における位置付け	①堺市マスタープラン ～さかい未来・夢コンパス～ 第6章 基本政策と主な取組内容 政策4 産業を振興し、地域の持続的発展を支えます 施策4-2：成長産業分野の振興 【現状と課題】 我が国の成長戦略の柱として注目される低炭素・環境エネルギー関連産業については、近年、臨海部を中心に企業立地が相次いでいます。 市内産業の競争力強化を図るうえで、低炭素・環境エネルギー、医療・健康等の成長産業分野における企業誘致や投資促進に取り組むことによって、同分野における産業集積を進めることが求められております。 また、これらの成長産業分野に挑戦する市内企業に

対して、人材確保、資金調達、研究開発など、多面的な支援体制を構築することによって、同分野への進出を加速させていく必要があります。

【施策展開の方向性】

市内への成長産業関連企業の企業誘致や投資を促進するとともに、市内企業における成長産業分野への進出を加速させます。

【主な事業】

市内投資促進事業

施策 4 - 4 : 市内への投資促進および内陸部への
経済波及促進

【現状と課題】

臨海部においては、先端産業の集積や優れた環境技術を有する企業が新たに立地することにより、雇用創出や税収増など、経済的な効果があがっています。

一方、内陸部においては、中小製造業をはじめ既存の産業が集積していますが、昨今の経済状況から、厳しい経営環境となっています。

今後は、臨海部の民間企業による投資効果を内陸部に波及させ、本市全体の産業振興および経済発展につなげていくことが求められています。

【施策展開の方向性】

内陸部を中心とした既存企業に対し、新たな設備投資における支援や、臨海部に集積する先端産業とのビジネスマッチング機会の創出など、市内へ一層の民間投資を呼び込みつつ、臨海部と内陸部の企業の連携を図ります。

【主な事業】

市内投資促進事業

② 堺市産業振興アクションプラン

第 3 章 堺市産業がめざすべき方向と成長に向けた 4
つの戦略

《戦略 1》成長産業分野（低炭素・環境エネルギー、医療・健康等）への進出に挑戦する企業を応援します。

【必要性】

堺市の中堅・中小企業のなかには、成長産業分野への挑戦の意向をもつ企業が多数あるが、これらの企業が限られた経営資源のなかで同分野に独自に展開していくことは容易ではない。このため、こうした分野への進出に挑戦する中堅・中小企業に対して、関係機関との連携の下、新規事業への取組段階に応じた幅広い支援を行っていく必要がある。

	<p>【取組概要】</p> <p>低炭素・環境エネルギー等の成長産業分野への進出に挑戦する市内企業を対象に、進出促進のための大手企業への提案力、製品・部材の開発力、経営者・研究者等の人材力の強化を支援する。また、同分野に進出する企業を中心に、市内への企業立地や投資を促進するとともに、市内の経済・産業基盤を支える中小企業への支援を強化する。</p> <p>第4章 アクションプラン</p> <p>◎戦略1の重点事業</p> <p>(1) 成長産業分野への進出支援</p> <p>臨海部等大手企業（ユーザー企業）との連携、高付加価値な製品・部材の開発、人材育成・確保等を支援し、市内企業の成長産業分野への進出を加速する。</p> <p>○戦略1の推進事業</p> <p>(2) 成長産業分野の企業誘致及び投資の促進</p> <p>成長産業分野を中心に市内への企業誘致や投資を促進する。</p> <p>➤ 市内内陸部への企業誘致や投資を促進するため、優遇制度を創設する。</p>
(4) 添付書類	<p>①堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」</p> <p>②堺市産業振興アクションプラン</p>

4 工業集積の維持・促進に向け市町村が講ずる施策

(1) 工業振興施策の概要	<p>堺市においては、</p> <p>①市内工業適地への成長産業を中心とした企業の立地及び投資の促進</p> <p>②中小企業の競争力強化と新事業創出を柱とした各種施策を展開することにより、本市の優位性を伸ばし、時代に対応した中小企業支援を通じて産業振興を図ることとしている。</p> <p>①市内工業適地への成長産業を中心とした企業の立地及び投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市企業立地促進条例（平成17年4月施行） ・堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年4月施行） <p>⇒関西地域で初めて、工場立地法に基づく市準則を制定し、工場における緑地規制を緩和した。</p> <p style="padding-left: 40px;">工専・工業地域 20%→10%（10%緩和）</p> <p style="padding-left: 40px;">準工業地域 20%→15%（5%緩和）</p> <p>②中小企業の競争力強化と新事業創出</p>
---------------	---

	<p>○市及び関係機関は、各々の長所を生かしながら、総合的に中小企業支援を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市：支援ネットワークの構築及び強化 ・堺市産業振興センター：市内中小企業の総合的な支援拠点として、さかい環境チャレンジ企業認定やマッチングコーディネート事業などによるハンズオン型支援を行うとともに、堺地域振興ファンドにより資金面からの支援も実施 ・さかい新事業創造センター（S-CUBE）：新事業創出拠点として、インキュベート、技術面からの支援を実施 ・堺商工会議所：大阪泉北地域中小企業支援センターとして、中小企業支援のワンストップサービスを提供 <p>○堺市地域産業振興ファンド（平成19年2月創設） 将来の成長が有望視されるベンチャー企業等に対し、出資による資金提供と密着した育成支援を行い、株式公開等を促進</p> <p>○さかい環境チャレンジ企業認定（第1回：平成23年10月、第2回：平成24年11月） 環境・低炭素化の製品・技術を有する市内中小企業のうち優位性が認められるものについて、PR支援、制度融資、マッチング支援を実施</p>
<p>(2) 工業振興施策とまちづくり施策の連携した取組</p>	<p>主に産業振興局と建築都市局で、平成19年度に堺市内陸部産業用地創生制度調査検討会を実施したが、産業用地の創出と法令との整合性を引き続き検討している</p>
<p>(3) 市町村の優遇措置</p>	<p>堺市企業立地促進条例（平成17年4月1日施行）</p> <p>①制度の概要 (制度の目的) 市内の工業適地に企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、もって地域経済の活性化、産業の高度化及び市民生活の向上に寄与すること。</p> <p>(制度の概要) 市内の工業適地（工業専用地域、工業地域、準工業地域）に立地する事業所に対して、建物と償却資産の投資額を基準として、市税（固定資産税、都市計画税及び事業所税）の最大5分の4を5年間軽減する。</p> <p>(対象地域) 工業専用地域、工業地域、準工業地域に該当する区域</p> <p>(対象事業所) 次のいずれにも該当する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項に規定する家屋（住家及び店舗を除く。）

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第11項及び第12項に規定する建築物
 - ・日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に定める次のいずれかの事業の用に供されるもの
 - ア 製造業
 - イ 電気・ガス・熱供給・水道業（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものとし、水道業を除く。）
 - ウ 情報通信業
 - エ 運輸業
 - オ サービス業（他に分類されないもの）のうち学術・開発研究機関
- ※事業所とは、企業等がその主たる目的として営む事業に供するための工場、事務所、試験研究施設及びこれらの附属施設をいう。

（施行期間）

平成27年3月31日まで

②立地企業が受ける経済的メリットの見込額

投下固定資産額	軽減割合	雇用要件	対象とする企業立地
600億円以上	4/5軽減	事業所従事者の合 計数の1/5が市内 に住所を有する者 であること	事業所の新規立地
300億円以上	2/3軽減		事業所の増設及び建替え
10億円以上	1/2軽減	なし	え
1億円以上 （中小企業のみ）	1/2軽減	なし	

③不動産を取得してから優遇措置の適用を受けるまでの標準的な期間

（基本的な流れ）

- ・企業立地計画の認定
（建築確認済証の交付又は賃貸借契約締結の日のおよそ60日前）
- ↓
- ・工事の着工・竣工
- ↓
- ・認定事業の開始
- ↓（開始届と認定事業の確認）
- ・優遇措置（不均一課税）の申告
（当該年度の1月31日まで）
- ↓
- ・事業開始の翌年度から優遇措置適用開始

3年以内

約1年

(4) 添付書類	○堺市企業立地促進条例
----------	-------------

5 工場等の再投資等の促進に向けた具体的な取組

(1) 産業集積促進地域であることの対象地域への周知（広報等）の取組	本市ホームページに情報を掲載するとともに、各種の会議等の場を通じて制度の説明を行い周知に努める。また、本市への企業立地を促進するためのPRパンフレットに産業集積促進地域であることを掲載し、周知に努める。
(2) 定期的な企業訪問による投資情報等の収集や意見交換の取組	本市産業会の業種間交流の場である堺産業懇談会を始めとする懇談会や各種会議の場を活用して、制度の周知を図るとともに、各企業との間で情報交換を行っている。 また、ヒアリング等で企業訪問をした際に、企業投資等の情報の収集を行っている。 さらに、民間企業ほか関係機関等と連携し、情報の収集に努めている。
(3) 工場立地が可能な用地情報等の収集の取組	上記に同じ。
(4) まちづくり施策（土木・建築部局等）との連携を図るための庁内の協議・連絡会議の取組	主に産業振興局と建築都市局で、平成19年度に堺市内陸部産業用地創生制度調査検討会を実施したが、産業用地の創出と法令との整合性を引き続き検討している（前掲）。
(5) 地元経済団体（商工会議所、商工会）等との連携の取組	堺商工会議所と連携し、各種会合や刊行物を活用して優遇制度の周知・広報に努めるとともに、企業の新規立地促進と既存企業の流出防止、市内企業との連携・交流の促進を図る。
(6) 工業集積の維持・促進を図るための市町村における総合的な窓口の取組	市内での企業立地については、本市産業振興局商工労働部産業政策課が情報の収集・提供や庁内関係部局との調整窓口の役割を務めるとともに、事業者に対しては、堺市産業振興センター及びさかい新事業創造センター、堺商工会議所などが技術面、資金面等のニーズに合った支援を実施するなど、外郭団体、地域経済団体等と連携し、各々の長所を生かしながら、総合的な支援体制を構築している。
(7) 府の企業立地促進施策との連携の取組	大阪府の産業集積促進地域に適用される不動産取得税の軽減措置等の制度との併用により、企業に対する立地適地としての本市の魅力向上を図る。